

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0814)

第1回特定最低賃金専門部会（機械）

令和4年10月6日 非公開

開催日時	令和4年10月6日	9時15分～10時05分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>事務局からご報告申し上げます。定刻より若干早いですが、本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。</p> <p>それではただいまから、第1回機械製造業最低賃金専門部会を</p>

開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

私は賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長

おはようございます。労働基準部長の福永でございます。

令和4年度第1回目の一般機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の運営に、ご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、御礼を申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦勞いただきました結果、865円から30円引き上げて、895円とする改正決定を行い、10月8日に発効することとなります。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきまして、8月12日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは続きまして、専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

大変恐縮ではありますが、ここからは着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、特定最低賃金専門部会委員全員の皆様の名簿でございます。50音順で記載しております。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がございました。選考の結果、名簿記載の皆様に労働局長から委嘱発令をさせていただきますいております。

公益代表委員につきましても、労働局長から委嘱発令をさせていただきますいております。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しするべきでございますが、会議時間の関係もございませるので、先に郵送させていただきます。失礼とは存じませますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料2のインデックス機械をご覧くださいませと思います。

委員名簿の順に従いまして、本日まで出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のまま結構でございますので、よろしく願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員です。**■■■■**委員。**■■■■**委員。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員。**■■■■**委員。**■■■■**委員です。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、**■■■■**委員。**■■■■**委員。**■■■■**委員です。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしく願いいたします。

資料3は事務局名簿でございます。

ご覧のとおりでございます。よろしく願いいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませさせていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

事務局	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご承認いただいたということで、ありがとうございます。 公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。 部会長には、■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出するとのことでございます。 労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。 では、全会一致で選任されましたということを確認させていただきます。 それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいま部会長にご選出いただきました■■■■でございます。 先ほどの労働基準部長からのご挨拶にもありましたとおり、この特定最低賃金というものは、労使のイニシアティブにより設定されるものと私としても認識しております。 労使の皆様の話合いが円滑に進みますよう、私としても努力してまいりたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして■■■■委員をお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理に選出いただきました■■■■でございます。 ■■■■部会長の方をサポートしまして、適切な議事運営にご協力いたしたく思います。 よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>

部会長	<p>はい。それでは議題に沿って、議事を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>まず議題の（１）、特定最低賃金専門部会運営規程について、こちらにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料４の運営規程をご覧ください。</p> <p>こちらの運営規程は、専門部会の目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、４業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>令和３年度に一部改正が行われておりまして、主な改正としましては、第５条第１項で、部会長が必要と認めるときはテレビ会議システムを利用した会議への出席も可能とするしたことや、第８条第１項で、議事録への署名を廃止したことなどがございます。そのため、議事録に署名をいただくかわりに、事務局で作成した議事録を委員の皆様にもメールでお示ししてご確認をいただくこととしております。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がありました。</p> <p>これらについて、ご意見や、ご質問等ありましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特に、ご意見等はないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>次の議題（２）、令和４年度の特定最低賃金専門部会の運営についてです。こちらにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。こちらから２点ございます。</p> <p>まず、１点目でございます。</p> <p>資料４の、特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明させていた</p>

だきます。

専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項、こちらのただし書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされております。

本年度は、6月30日の審議会におきまし、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論いただきました結果、「当初から専門部会を非公開とするべきである」との意向が示されております。

この審議会の意向も参考にさせていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いしたいと思います。

1点目は以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。

これに関しまして、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論をした結果、「当初から専門部会を非公開とするべきである」との意向が示されました。

部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適切と考えております。

こちらに関しまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。皆様、いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

ご賛同いただいたものと理解いたしました。それでは、本年度も第1回目会議から非公開とさせていただきます。

続けて、2点目につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。2点目でございます。

専門部会の議事録と会議の資料の公開・非公開について、ご説明いたします。

運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、原則公開とありますが、こちらにつきましては、第2項のただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができることとさ

れております。

令和2年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除いたしまして、かつ、審議の透明性を確保することを前提にして、発言した委員の個人名は議事録では記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただきます。

加えて、当時の専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただきます。

本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除いて、開示されることとなります。

2点目は以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開としております。

加えて、労働局ホームページへの掲載もしております。

本年度の会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認して、非公開とすべきと判断された発言や資料を除いて、労働局ホームページの掲載を含めて、公開したいと思います。この点につきまして、皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開とさせていただきます。

重要な点ですので、もう一度公開の方法を整理させていただきます。

議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。

事務局にお願いしている資料も、公開を基本といたしますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、

公開・非公開を判断することといたします。

また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。

このような方針で、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。

それではこの他に、運営規程について、何かご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

では特にないようですので、運営規程については、これまで説明したとおりということにさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の(3)特定最低賃金改正決定の諮問についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、簡単にご説明いたします。

資料5をご覧くださいと思います。

特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットということであることに対しまして、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。

決定方式につきましては、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしておりますが、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等がされることとなっております。

昨年度末現在で、全国で設定されている特定最低賃金の件数は227件、適用使用者数は約9万4千人、適用労働者数は約297万人となっております。

それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。

	<p>資料6をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらが、今回申出がございました申出一覧表として、4業種をまとめたものでございます。</p> <p>更に資料7をご覧いただきたいと思いますが、こちらが申出のございました4業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。4業種分、4枚コピーを添付してございます。</p> <p>こちらの申出によりまして、8月1日の審議会におきまして、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行いまして、これを受けて審議会でご審議をいただいた結果、8月12日に改正決定の「必要性有り」との答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に特定最低賃金改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料8は、その諮問文の写しが添付してございます。</p> <p>更に、同日の審議会において、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p> <p>また、専門部会設置にあたりまして、これら4業種の特定最低賃金の意見につきまして、最低賃金法第25条第5項の規定によりまして、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を8月12日に行っておりますが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がありました。これらの点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>議題の(4)、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用についてです。こちらについても、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料10をご覧いただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項を記載してございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされ</p>

ております。

8月12日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、この点につきましてもご報告いたします。

また、同条第7項では、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第10条の規定により、専門部会が廃止されることになっております。

いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様への解任通知文書は、省略させていただきたいと存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

事務局のご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用して、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしく願いいたします。

また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略についても説明がありました。こちらについてもご了解をお願いいたします。

この他、運営規程について、何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。

【特になし】

部会長

特になさいますので、専門部会の運営規程につきましては、これまでの説明のとおりにしたいと思います。

続きまして議題の(5)、審議の日程についてです。こちらについても事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料11をご覧くださいと思います。

こちらは、近年の審議状況でございます。令和元年度、2年度、3年度、4年度と縦に表にしてございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。

資料12の方を、続いてご覧くださいと思います。

委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。こちらの資料12の日程表のとおり、会議を開催させていただきたく存じております。

なお、会議の開催回数でございますが、日程表のとおり本日を含めまして2回を予定しております。ちなみに本専門部会でありませぬ機械におきましては、表の2段目でございますが、第2回は10月28日(金)13時半から開催予定とされておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

会議が成立するための定足数でございますけれども、委員の3分の2以上、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上のご出席をいただくということになっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただく必要がございます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますが、ご出席をいただきますようお願いいたします。

表の下の欄外に本審450回と、本審異議審の日程が書かれておりますが、こちらは審議会の委員を兼ねている方にご出席をお願いすることになりますので、ご承知の方、よろしくお願いいたします。

次の資料13の説明に移らせていただきます。こちらは、令和4年度の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。参考までに、群馬での日程に基づいてご説明させていただきますと、こちらの資料13の2枚目に、中段に10月28日答申のケースの日程が書いてあります。10月28日(金)に答申をいただいた場合、異議の申出締切りが11月14日(月)、官報公示が11月29日(火)。それから発効日ですが、30日後の12月29日(木)。こういったこととなっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました次回会議の日程についてですが、委員の皆様いかがでしょうか。

このとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

それでは、次回の会議は、資料12の機械欄に記載のとおり、10月28日(金)午後1時半からとさせていただきます。皆様、ご出席をお願いいたします。

続きまして議題の(6)特定最低賃金額の審議についてです。事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局	<p>はい。審議にあたりまして皆様にご覧いただき資料につきまして、ご説明させていただきます。4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただきます。</p> <p>資料 14 ですが、こちらをご覧いただきたいと思います。過去 12 年間の特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 15 ですが、こちらは特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料 16 は、群馬の賃金といたしまして、事務局でまとめたものでございます。</p> <p>資料 17、こちらは令和 3 年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料 18 ですが、令和 4 年度の全国の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 19 は、令和 4 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>資料 20、こちらは毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。群馬県の統計課が公表したものでございます。</p> <p>資料 21、こちらは群馬県金融経済概況でございます。日本銀行前橋支店が公表したものでございます。</p> <p>資料 22、こちらは最近の県内経済情勢ということで、財務省関東財務局前橋財務事務所が公表したものでございます。</p> <p>資料 23、法人企業景気予測調査。こちら財務省関東財務局前橋財務事務所が公表したものでございます。</p> <p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。群馬県総務部統計課が公表したものでございます。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。内閣府経済社会総合研究所景気統計部が公表したものでございます。</p> <p>資料 26、こちらは第 205 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。群馬経済研究所が公表したものでございます。</p> <p>資料 27 は、第 189 回企業経営動向調査結果でございます。TOWA 経済レポートの方で公表しております。</p> <p>資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料は以上でございます。資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、このあと担当から内容をご説明させていただきます。以上です。</p>
事務局	<p>はい。それでは、当賃金室で実施いたしました最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>資料 19 をご覧になってください。</p>

はじめに1ページ目の、令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、説明をいたします。

調査依頼事業所数は、1,903件で、有効回答件数は、938件でした。

調査は令和4年6月分の賃金額について行いました。

月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書き出した業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100人未満の事業所を調査対象としています。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして、推計したものです。したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲の中に限るものとなっております。

続きまして、3ページ目です。

賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をさせていただきます。この図のイメージのとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

続きまして、5ページ目にいきまして、一般機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。一般機械器具製造業の現行の最低賃金額が935円でございますので、934円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的な計算例を申し上げますと、934円以下の累積労働者数は534人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は8,965人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は6.0%となりました。

従いまして、一般機械器具製造業の労働者の6.0%が最低賃金額を下回っていたということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の

枚数が多くなっておりませんが、一般機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

続きまして、資料9ページにまいります。この表は、一般機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフになっております。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、960円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くております。

しかし、一方グラフの左側で、パート労働者を中心に現行の最低賃金935円を下回る労働者も少なからず見受けられるという結果となっております。

次に12ページをご覧ください。こちらの表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値につきまして、平成30年度から今年度の推移を表したものになっております。一般機械器具製造業は表の下から3番目となっております。

未満率の推移をグラフにした表が右側にあります。一般機械器具製造業の未満率は、平成30年度と令和2年度が9%前後、令和元年度、3年度は5%台で、今年は6.0%となっております。

次に14ページをご覧ください。5の産業別未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成25年度から令和4年度までの、産業別未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。

下の線グラフでは、左側が未満率の推移、右側が影響率の推移を表しており、それぞれの線グラフにおいて、一般機械器具製造業は緑色の線で示されております。

最後に16ページについてです。この表は、最低賃金の引上げ額と影響率の関係表となります。引上げ額0円から34円までの場合の影響率を表しております。例えば、表の1番上の引上げ額0円の影響率は5.96%、表の1番下の欄の引上げ額34円とする場合の影響率は、7.65%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要を説明させていただきました。

この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

特にご質問等ないようですので、先に進めていきたいと思えます。

それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等ありましたら、お願いいたします。

事務局

ご審議いただく前に、2点ご説明させていただきます。

1点目でございます。

特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。

労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願いたします。

2点目です。

審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。

第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

それではこの後は、ただいまの事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思えます。

それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。

まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から基本的なお考えをお伺いたします。その後は、自由にご審議をお願いいたします。

それでは、はじめに、労働者委員からお願いいたします。

はい。■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

労側委員の■■■■でございます。よろしくお願いたします。

それでは私の方から、今回の審議にあたりまして、労働者側を代表して、統一した考え方について、お話をさせていただきたいと思えます。改めてという部分と、ここにいらっしゃる皆さまに置かれましては、釈迦に説法というところにはなろうかと思えますけれども、お聞きいただければと考えております。

大きく3点、基本的なところを申し上げたいと思えます。

まず労側代表としましては、一点目ですけれども、何よりも労働条件の向上についてという形になります。これは当然のことということにもなりますけれども、労働条件の維持・向上、また労働者の保護というところを最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業によって大きく異なっているというところが実態にあります。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた、相応しい最低賃金の水準を設定するというところが重要であると考えます。

2点目は、公正競争の確保という点になっております。今回についても、公正競争ケースでの申出という形になっております。賃金の不当な切下げの防止によって、達成されるべき公正競争の確保というところについても、最低賃金制度全体の目的になっております。しかしながら、こちらも賃金実態が産業ごとに大きく異なっているというところ。地域別の最低賃金だけでは、これを確保することが出来ないと、労側としては考えております。よって、地域別最低賃金を上回る水準で、特定最賃を設定することによって、より高いレベルでの公正競争を確保していくというところが必要であると考えております。

そして3点目になりますけれども、労使交渉の補完・代替機能があるというところについてお話をさせていただきます。本来、労働条件というものは、労働者と使用者が対等な立場において決定すべきものというものでありますけれども、労働組合の組織率というのは、全国的には17%を割り込んでいるという状況にあるというところがございます。よって、8割以上の労働者が、自らの労働条件の決定について、現実的には関与できていないという状況にはあると考えております。そういった中で特定最賃の審議というところは、関係労使の参加によって、設定の申請から金額決定をされるというところから、企業別の労使間交渉を補完・代替する役割を担っていると考えております。

以上3点というところを、基本的考えとしたうえで、近隣県であります埼玉、栃木といったところの賃金差について、群馬県内において一般機械産業で働く労働者の確保という観点を持って、審議に臨んでいきたいと考えております。

特定最賃というものは、地域別最低賃金と比較をされることが多いですけれども、労働者側としまして、それぞれの産業別の特定最低賃金のあるべき水準を目指していきたいと考えております。

いずれにしても、それぞれ違った立場の中ではありませんけれども、群馬県の一般機械という産業の発展のために、皆様方のご協力をいただきながら議論をさせていただきたいと思っております。

<p>部会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>■■■■委員、ありがとうございました。</p> <p>その他、労働者側委員の皆様から、何かありますでしょうか。</p> <p>【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは続きまして、使用者側委員の皆様から、お伺いいたします。いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使用者側の■■■■でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>使用者側といたしましては、同一労働同一賃金という立場から、特定最低賃金というものは、公平性に欠けるといふものであり、不要であると考えています。しかし、今回必要との答申を得ましたので、労使のイニシアティブによって、この資料を参考に意見交換を行い、決定していきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使用者側委員の■■■■です。よろしく申し上げます。</p> <p>私の方から、いろんな意見があろうかと思えますけれども、現在職場であります医療・介護の現状について、お話をしたいと思えます。</p> <p>まずここ数年間、コロナウイルス感染症が非常に広まっておりまして、受診を控える方が現状増えております。その他、私ども介護サービスもやっておりますけれども、サービスについても利用を控える方が非常に増えておりまして、ここ数年間は法人全体では大きな減収で推移しております。</p> <p>今年4月までは、なんとか法人内でもコロナウイルス感染症については、最大限防御をしておりまして、対策をとってきたのですが、8月に入りまして介護施設でクラスターが発生しまして、その時に利用者の8割から9割感染ということで、ここ2か月くらいで抑え込み、ようやくここにきて抑え込みができたということで、8月9月10月と、一旦落ちますと利用者も減りますし、また中にいる利用者がなくなったりとか、また再利用までになかなか回復に時間がかかりますので、8月9月と大幅な減収となっております。</p>

また、職員については、感染が広がりますと、自宅待機、ホテル待機、入院が続き、非常に業務に支障が出ていることが現状であります。また、病院の外来は味覚の異常、または発熱した外来患者さんが最近非常に増えておりまして、検査すると7割8割方は陽性、そんな現状です。職員についてはコロナ禍の最先端で仕事について、非常にストレスを抱えているのが現状であります。この予防対策としては、手袋・マスク・ゴーグル・ガウンなど、すべて使い捨ての備品が必要で、経営負担は非常に大きくなっておりまして。その他にもウクライナ問題もありまして、光熱費が非常に値上がりしまして。施設の方では光熱費が非常にかかるものですから、今年度で前年比約3,000万、光熱費が増えております。

こんな状況でありまして、医療・介護業界では、引き続き厳しい経営の企業が多いのかなと思っております。

従いまして、現状では賃金を引き上げることについては、非常に厳しい状況であると思っております。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

続きまして、 委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使用者側の でございます。

必要性ありの答申をしましたが、それは全会一致の原則ということでございます。労使関係の維持ということで、こちらも賛成をさせていただきましたけれども、私個人としては、使用者団体が従来より申し上げておりますように、特定最低賃金は、産別最賃の時代から、この産別・特定は不要である。屋上屋を架すものであり、撤廃すべきであるというのが基本的な主張であります。

かつては特定と県最賃との金額に乖離がありましたので、あまり現実的ではなかったのですが、ここにきて県最賃が上がってきておりますので、一本化する可能性も少し見えてきたかなという感じがしております。そういう点も根本に置きながら、審議をしたいと思っております。

また、今、 委員から医療業界の話をしていただきましたけれども、電気代の高騰ですとか、或いは部材・材料の値上げとか不足とかというのは、医療介護業界だけではなく全業界においても大きい問題となっております。もちろん、この機械もそうであろうと思っております。そういう意味でも、実質あまり金額を上げるような、そういうタイミングではないと認識をしているところでございます。

<p>部会長</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、その他、公益委員は、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>その他、どなたでも結構ですので、何かご意見等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、これ以上のご意見は皆様ないようですので、今まで出ましたご意見を踏まえまして、次回の会議で具体的な金額審議を行ってまいりたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>最後に議題（7）その他につきましてですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようです。それでは、次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、非公開事項につきましては、なしと確認させていただきました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---